

○一般コミュニティ助成事業対象となるもの・ならないもの
 主なものを記載しています。表に記載のないものについては、お問い合わせください。

助成内容	コミュニティの活性化につながる活動に 直接必要な 設備・備品等の整備
対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・行事用備品(お祭り用太鼓、提灯、幟、法被、幕、等) ・集会施設用備品(机、イス、コピー機、プロジェクター、パソコン、プリンター、テレビ、照明器具※1、エアコン※2 等) ・イベント用品(テント、放送設備、イベント用ステージ等) ・基礎工事の伴わない簡易な倉庫、物置(本助成事業で購入したものを収納するためのもののみ対象)
対象とならないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と実質一体とみなせるもの(トイレ、畳、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等) ・消耗品(事務用品、医薬品、一般調理器具(食器、包丁、箸等)) ・中古品、車両(乗用式のトラクター、草刈り機)、銃・刀剣類 ・施設・設備(備品)の修理・修繕 ※太鼓等の祭道具の修繕は対象 ・娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備 ・防犯カメラ、防災無線等防災目的の備品 ・車両、自転車 ・PCアプリケーションソフト(パソコンと一体になっているものは除く) ・住民個人宅に設置されるもの

※1※2 以下のとおり、一部対象外のものがあります。

【照明器具】

	種類	備考
対象	引っ掛け型・簡易取付型・天井吊り型	引っ掛けシーリング、または引っ掛け埋込ローゼットが付いていれば可
対象外	直付け型・天井埋込型	

【エアコン】

	種類	備考
対象	壁掛け型・天井吊り下げ型・床置き型	交換時も同様
対象外	天井埋込型	既設分の撤去・処分費は対象外